

(仮称)三次市まちづくり基本条例検討委員会設置要綱

平成 16 年 9 月 1 日

告示第 234 号

(設置)

第 1 条 市は、「新市まちづくり計画」及び「新市住民自治のまちづくり活動プラン」に基づき、「(仮称)三次市まちづくり基本条例」(以下「基本条例」という。)を制定するに当たり、広く市民各層の意見を反映させるため、「(仮称)三次市まちづくり基本条例」検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(設置期間)

第 2 条 検討委員会の設置期間は、市長が委員を委嘱した日から基本条例が制定されるまでとする。

(所掌事務)

第 3 条 検討委員会は、市民と市が相互に補完し、協働してよりよいまちづくりを進めていくため、基本条例に関する調査、研究及び検討を行い、基本条例案を策定するものとする。

(構成)

第 4 条 検討委員会は、まちづくりに関する関係機関及び団体並びに公募による応募者のうちから、市長が委嘱した委員をもって構成する。

2 前項に規定する委員の定数は、別に定める。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

4 委員長は，必要があると認めるときは，検討委員会に委員以外の者の出席を求め，意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は，自治振興部自治振興室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか，検討委員会に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，公布の日から施行する。